

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

会社退職後の昭和 44 年 2 月頃、夫が A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で私の国民年金の加入手続を行い、保険料は私又は夫が D 銀行（現在は、E 銀行）で夫婦二人分を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、会社退職後の昭和 44 年 2 月頃、その夫が A 市役所で申立人の国民年金の加入手続をしてくれ、申立人又はその夫が夫婦二人分の保険料を銀行で納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 49 年 11 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②は保険料納付が可能な期間であり、申立人が 3 か月と短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①については、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、44 年 2 月から 47 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年 10 月から 49 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間となるが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその夫と保険料納付を行ったとする申立人の記憶は明確でなく、これらの状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名

検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 2 月頃 A 社会保険事務所（当時）で国民年金に加入し、保険料は、私の妻が夫婦二人分を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和 52 年 2 月頃 A 社会保険事務所で国民年金に加入し、保険料は、その妻が夫婦二人分を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、44 年 4 月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間②の前後の期間に係る保険料は納付済みとなっている申立人が 4 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①については、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和 44 年 4 月頃）からすると申立期間①の保険料を納付することが可能な期間であるものの、申立人は保険料納付の記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、行政側に 109 か月という長期間にわたる国民年金記録管理の不備が

あったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月頃 A 社会保険事務所（当時）で国民年金に加入し、保険料は、私が夫婦二人分を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和 52 年 3 月頃 A 社会保険事務所で国民年金に加入し、保険料は、申立人が夫婦二人分を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、39 年 7 月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間②の前後の期間に係る保険料は納付済みになっている申立人が 4 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①については、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和 39 年 7 月頃）からすると申立期間①は保険料を納付することが可能な期間であるものの、申立人は保険料納付の記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、行政側に 109 か月という長期間にわたる国民年金記録管理の不備があ

ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

私は、平成 2 年 9 月に結婚し、その後 A 町（現在は、B 市）に転居し、同町役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続時に、同町役場職員から保険料の未納期間があり納付するよう強く言われ、同町役場で一括で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成 2 年 9 月に結婚し、その後 A 町に転居し、同町役場で国民年金の加入手続を行い、未納になっていた保険料を一括で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、3 年 4 月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると、申立期間のうち元年 3 月から 2 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付したとする A 町役場では、その当時、加入手続時に未納の保険料を遡って納付するように勧めていたとしている上、現年度及び過年度の保険料も同町役場において収納が可能であったとしており、これらの取扱いは申立人の申述と符合する。

2 一方、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月までの期間については、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（3 年 4 月頃）からすると当該期間は時効により保険料を納付できない



期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、口頭意見陳述においても、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月27日から同年2月21日まで

B団体と株式会社Aは関連法人であり、私は平成9年1月\*日に株式会社Aの代表取締役役に就任している。

しかし、厚生労働省の記録によれば、株式会社Aの代表取締役の資格取得日が平成9年2月\*日となっており、被保険者期間に1か月の空白があるが、申立期間も勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答、申立人提出の給与支給明細書及び事業主回答により、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、株式会社Aの商業登記簿により、申立人が平成9年1月\*日に代表取締役役に就任していることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの上記商業登記簿によると、申立期間当時、

同社は複数の代表取締役を置いていたことが確認でき、同社の担当者は、「申立人は、経理や社会保険事務には関わっていなかった。」と供述している上、同社が保管していた申立期間に係る資格取得届の控えにより、当該届出はほかの代表取締役が行ったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は株式会社Aの代表取締役であったが、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、資格取得日は平成9年2月21日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成3年10月から4年6月までは20万円、同年7月から5年2月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年6月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年3月31日まで  
② 平成5年3月31日から同年6月1日まで

株式会社Aには、平成5年5月末頃まで勤務していた。厚生労働省の記録では、平成3年10月から標準報酬月額が大幅に引き下げられている上、5年3月31日に被保険者資格を喪失しているのはおかしいと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年6月までは20万円、同年7月から5年2月までは26万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年3月31日）より後の同年6月7日付けで申立人を含む13人の標準報酬月額が遡及して訂正されており、申立人の3年10月から5年2月までの標準報酬月額が8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、株式会社Aの商業登記簿によると、申立人は同社の取締役ではなかったことが確認できる上、申立期間当時の同僚も「申立人は、技術

担当で、社会保険事務は代表取締役が行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与する立場に無かったと推認される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が当初社会保険事務所に届け出た、平成3年10月から4年6月までは20万円、同年7月から5年2月までは26万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人が株式会社Aに勤務していたことは、雇用保険の記録により認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人と同様に同僚全員の記録について、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）より後の同年6月7日付けで、資格喪失日が遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿の記録によれば、同社は平成5年6月7日以降も法人事業所であることが確認できることを踏まえ、申立期間②において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険の離職日の翌日である平成5年6月1日に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る遡及訂正前のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年12月から5年11月までを50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年12月12日まで  
年金事務所から通知が届いて、平成3年12月から5年11月までの期間の標準報酬月額が8万円となっていることを知った。当時の給与は、50万円だったので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から5年11月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月12日以降の6年1月6日付けで、3年12月1日に遡って8万円に引き下げられているとともに、申立人と同様に事業主及び役員についても標準報酬月額が遡って訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、閉鎖登記簿謄本から役員であったことが確認できるが、「現場の仕事だったので経営には関わっておらず、役員と言っても作業員と同じだった。」と主張しているところ、事業主及び複数の同僚は、「申立人は、現場の仕事だった。社会保険関係や経理関係の事務はしていなかった。」と回答している。

さらに、事業主は、「平成5年6月頃に倒産状態となった。」と回答しており、複数の同僚も、「経営状態は悪かった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年12月から5年11月までを50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を平成3年11月から4年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年11月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年10月の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から6年10月31日まで  
② 平成6年10月31日から同年11月1日まで

株式会社Aに在籍していた期間のうち、平成3年11月1日から6年10月31日に退職するまでの期間について、給料から控除されている厚生年金保険料と厚生年金保険の被保険者記録に相違があるので、正しい記録に訂正してほしい。また、厚生年金保険の被保険者資格喪失日についても同年11月1日が正しいはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給与明細書により、申立人は、株式会社Aに勤務していた申立期間①において事業主により平成3年11月から4年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは38万円の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間①に係る当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成3年11月から4年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは38万円と記録されていたところ、5年4月1日付けで4年10月1日の定時決定記録を取り消し、3年11月に遡って13万4,000円に減額訂正されている上、同日付けで同僚12人についても遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、上記記録によると、平成6年2月1日付けで、申立人及び事業主を含む社員16人全員の標準報酬月額が遡って減額訂正されており、申立人の場合は、5年4月1日の随時改定記録、同年10月1日の定時決定記録を取り消し、同年4月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所では滞納処分票及び全喪届等の関係資料は保存期限経過のため確認ができないとしているが、当該事業所の元事業主は、申立期間①の厚生年金保険料の納付状況について、「当時は、経営不振で給料の遅配があり、厚生年金保険料の滞納があった。」と供述している。

また、申立人が提出した株式会社Aの辞令により申立人が申立期間当時、B部のリーダーとして勤務していたことが確認できる上、当該事業所に係る商業登記簿謄本から申立人は同社の役員ではないことが確認できることから、申立人は社会保険事務に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年9月までについては36万円、同年10月から6年9月までについては38万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成6年11月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月31日より後の同年12月7日付けで、申立人を含



む 15 人の同僚の資格喪失日が、遡って同年 10 月 31 日に訂正されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、離職日が平成 6 年 10 月 31 日となっており、申立人が同日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、上記のとおり、株式会社 A は平成 6 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立人及び上記同僚に係る当該訂正処理前の記録から、同社が同日において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者の資格喪失日に係る記録を平成 6 年 11 月 1 日とし、同年 10 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要であると認められる。

- 3 一方、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記の 2 度の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 6 年 10 月 1 日）で、20 万円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人に係る平成 6 年分給与所得の源泉徴収票、同年 9 月及び同年 10 月の給与振込額から、申立人は当該期間において、38 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から3年3月までは53万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間④については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成3年6月から4年2月までは53万円に訂正することが必要である。

申立人の株式会社Bにおける申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月8日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間⑤の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②、⑥及び⑧の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける申立期間②の資格取得日に係る記録を平成3年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日に、申立期間⑥の資格喪失日に係る記録を4年11月1日に、申立期間⑧の資格取得日に係る記録を5年3月1日、同資格喪失日に係る記録を同年4月15日に訂正し、申立期間②、⑥及び⑧に係る標準報酬月額の記録を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②、⑥及び⑧の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで  
② 平成3年4月1日から同年5月1日まで

- ③ 平成3年5月1日から同年6月1日まで
- ④ 平成3年6月1日から4年3月31日まで
- ⑤ 平成4年3月31日から同年10月8日まで
- ⑥ 平成4年10月8日から同年11月1日まで
- ⑦ 平成4年11月1日から5年3月1日まで
- ⑧ 平成5年3月1日から同年4月15日まで

昭和61年2月10日に株式会社Aに入社してから、社名変更は何度かあったが、会社を辞めてはならず、平成5年8月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できない上、当時の報酬月額と比較して標準報酬月額が低額となっている期間があるため、調査の上記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和61年2月10日から3年3月31日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった3年2月1日より後の同年4月8日付けで、2年10月の定時決定による申立人の標準報酬月額の記録53万円を取り消した上で、遡及して行われていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Aは、事業所が適用事業所ではなくなった日（平成3年2月1日）以後も株式会社として存続していることが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、同社は同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成3年4月8日付け資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である同年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける平成元年8月のオンライン記録及び取り消された2年10月の定時決定の記録から、同年8月及び同年9月は50万円、同年10月から3年3月までは53万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間④について、オンライン記録によると、株式会社Bにおける

申立人の標準報酬月額は、平成4年2月7日付けで、遡って、当初認定された3年6月1日の取得時の記録及び同年10月1日の定時決定の記録を取り消し、同年6月から4年2月までは53万円から8万円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、株式会社Bの事業主を含む6人の被保険者が申立人と同日付けで、申立人同様に資格取得時（平成3年6月1日）まで遡って、当初記録されていた標準報酬月額を取り消し、最低等級に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当時の同僚は、申立期間当時株式会社Bは経営不振であった旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年6月から4年2月までは53万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間⑤について、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が、平成5年4月30日まで株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年3月31日と記録されているところ、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月31日より後の同年10月8日付けで、同年10月の申立人の定時決定の記録を取り消した上で、遡及して行われていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Bは、事業所が適用事業所ではなくなった日以後も株式会社として存続していることが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、同社は同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを、総合的に判断すると、申立人の平成4年10月8日付け資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った同年10月8日であると認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Bにおける遡及訂正（平成4年2月7日付け処理）前の3年10月のオ

ンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間②、⑥及び⑧について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により株式会社Bは、平成3年6月1日より厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②、⑥及び⑧において、厚生年金保険の適用事業所には該当していないが、同僚の当該期間に係る給与明細書によると、同僚は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、法人登記簿謄本によると、株式会社Bは、会社設立が平成3年3月\*日で、5年4月30日以後も株式会社として存続しており、複数の元同僚が、「平成3年4月1日付けで、株式会社Aの事業主が別に設立した株式会社Bに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から控除されていたのは間違いない。」と供述しているとともに、当該複数の元同僚の申立期間②、⑥及び⑧の雇用保険の被保険者記録が確認できることから、同社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、⑥及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、遡及訂正（平成4年2月7日付け処理）前の3年6月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間⑥及び⑧の標準報酬月額については、雇用保険の被保険者記録により、離職時賃金日額（1万9,333円）に30を乗じた金額が57万9,990円となることが確認でき、標準報酬月額59万円に相応する金額となることから判断すると、53万円（最高限度額）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から照会に対する回答が無いため、当時の状況について確認することができないが、上記のとおり、申立期間②、⑥及び⑧において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間③及び⑦について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、同僚の申立期間③及び⑦に係る給与明細書により、同僚の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できることを踏まえると、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を控除していないと認められる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年10月1日）及び資格取得日（昭和45年12月28日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から同年12月28日まで

株式会社Aには、昭和43年3月から49年10月まで継続して勤務したが、途中の申立期間の厚生年金記録が抜けている。同じ会社に勤めていた同僚は、その妻が申立期間の給与明細書等の資料を持っていたことで、年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、記録訂正が認められたようである。私は、給与明細書等の資料は全て無くなっているが、株式会社Aの同じB施設に勤務しており、会社がB施設を廃業したことにより一緒に退職しているので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和43年4月1日から49年10月20日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、株式会社Aから提出された申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同資格取得確認通知書、及び同社に係る認可指令書によると、申立人は、昭和45年10月1日に被保険者資格を喪失後、同年12月28日に再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月は厚生年金保険の被保険者とはされていない。

しかしながら、申立人と同じ株式会社AのB施設においてC業務をして

いたと供述している同僚が保管していた給与明細書によると、当該同僚は、事業主により申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、前述の被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書において、当該同僚も申立人と同じ昭和45年10月1日に被保険者資格を喪失し、同年12月28日に資格を再度取得していることが確認できる。

また、株式会社Aから提出された昭和45年9月から46年1月までの残業明細表（給与計算一覧表）によると、申立期間当時に同社のB施設部門に勤務していたことが確認できる同僚11人全員の記載が確認できる上、上記同僚が保管していた給与明細書に記載されている賃金支給内容と一致しており、当該残業明細表に申立人の氏名、出勤状況、給与支給内容も確認できることから、上記同僚と同様に申立人についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

さらに、適用事業所名簿によると、株式会社Aは、申立期間も継続して厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者資格喪失時の標準報酬月額及び上記同僚の厚生年金保険料控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が保存している申立期間に係る被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書によると、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年9月から同年11月までの期間、49年8月から同年12月までの期間及び50年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和58年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年9月から同年11月まで  
② 昭和49年8月から同年12月まで  
③ 昭和50年3月から同年8月まで  
④ 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間①、②及び③については、それぞれ会社退職後にA区役所、B市役所及びC市役所で国民年金に加入し、役所の窓口、郵便局、銀行等で保険料を納付していたと思う。申立期間①、②及び③が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間④については、付加年金に加入し、付加保険料を納付していたはずである。申立期間④の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人は、それぞれ会社退職後にA区役所、B市役所及びC市役所で国民年金に加入し、役所の窓口、郵便局、銀行等で保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年9月頃に払い出されたと推認され、申立人は同年同月16日から国民年金に任意加入しており、オンライン記

録では、申立期間①、②及び③は未加入期間となっていることから、制度上当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間④については、申立人は、付加年金に加入し付加保険料を納付していたはずであると申し立てているが、申立人は付加年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書により、一括で納付するものであるが、申立期間④に係るオンライン記録によると定額保険料分が全て納付済みとなっており、付加保険料のみが未納となることは考え難い上、申立人の所持する申立期間④の納付書兼領収証書には定額保険料のみの領収が確認できることから、付加年金の加入手続は行われなかったと考えられる。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間④の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から14年8月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から14年8月まで  
② 平成21年4月から同年6月まで

申立期間①については、私は学生であり、母から私の国民年金保険料の免除申請をしていたと聞いている。申立期間①が免除期間となっていないことに納得できない。

申立期間②については、平成21年4月に会社退職後、ハローワークで免除申請の書類をもらい郵送により提出した。免除申請書の控えもあるので申請を受理してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は学生であり、その母から申立人の国民年金保険料は免除申請をしていたと聞いているので、申立期間①は免除期間となっているはずであると申し立てているが、国民年金の免除申請を行ったとするその母は、免除時期及び免除手続方法等の記憶が明確でなく、申立人自身は免除申請手続に関与していないため、その状況は不明である。

また、申立人が、申立期間①について免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、平成21年4月に会社退職後、ハローワークで免除申請の書類をもらい郵送で提出し、免除申請書の控えもあると申し立てているが、所持する免除申請書の控えには受付印及び申請時期等

を特定する記載は無く、申立期間②に国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

3 国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立期間②については、申立人は免除申請書の控えがあるので、当該期間を免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無、免除の申請の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、免除申請手続の運用の可否を判断することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月 1 日から 57 年 1 月 27 日まで  
② 平成 5 年 7 月 2 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 平成 8 年 8 月 23 日から 9 年 4 月 1 日まで

A 有限会社に、昭和 56 年から 58 年頃まで勤め、会社が厚生年金保険の適用事業所となった 56 年 7 月 22 日に、私も厚生年金保険に加入した。年金記録では、申立期間①が厚生年金保険に未加入となっているが、この間も同じ会社で勤務していたので、厚生年金保険に加入しているはずである。

また、B 株式会社にて、平成 5 年 7 月から年末まで勤め、C 業務を担当していた。年金記録では同年 11 月 1 日から厚生年金保険加入となっており、申立期間②が厚生年金保険に未加入となっているが、入社時から加入していたはずである。

さらに、株式会社 D では、平成 8 年 8 月から 9 年 8 月まで E 社と F 社の事業所に派遣され、勤務した。年金記録では同年 4 月 1 日から厚生年金保険加入となっているが、それ以前の申立期間③についても厚生年金保険に加入していると思う。ともに調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険記録では、申立人は A 有限会社において、昭和 56 年 5 月 1 日に資格を取得し、同年 7 月 31 日に離職しており、当該期間以外に当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和 56 年 8 月 1 日に喪失し、57

年1月27日に再取得していることが確認できるが、申立人の申立期間①の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、事業主は、申立人の申立てどおりの届出、納付を行ったと回答しているものの、当該事業所にこれらを確認できる関連資料は無い上、社会保険手続を行ったとする会計事務所は、申立期間①のことは不明としており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が、当該期間にB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所提出の申立人に係る社員名簿には、申立人を平成5年7月2日試採用、同年11月1日G員とする記述があり、申立期間②当時に給与担当であったとする同僚は、「試用期間は、厚生年金保険加入の手続を行わない。G員以上になってから加入する。」と供述している。

また、当該事業所の元総務担当者が提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成5年11月1日であることが確認できる上、当該元担当者は、申立期間②当時は、「入社後、G員に昇格するまで厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

これらのことから、当該事業所では、申立期間②当時、G員昇格後に厚生年金保険の加入手続を行う取扱いであったことがうかがえる。

3 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に株式会社Dに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成19年11月\*日に株式会社Hと名称変更した後、21年12月\*日に解散しており、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

また、申立期間③に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録のある同僚37人に照会したところ、8人から回答があったが、申立人を知る者がおらず、複数の同僚が「厚生年金保険の加入は全員でなかった。」、「厚生年金保険の加入は入社数か月後からであった。」と供述している。

さらに、回答のあった同僚の雇用保険と厚生年金保険の加入日を確認したところ、複数の同僚は、雇用保険加入日の数か月後に厚生年金保険に加入していることから、当該事業所では、入社と同時に全ての従業員について厚生年金保険の加入手続を行う取扱いでなかったことがうかが

える。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月頃から 57 年 5 月頃まで  
申立期間において、株式会社Aに勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、厚生年金保険の被保険者記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録が昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 1 月 20 日までの期間となっていることから、申立期間の一部について勤務が認められるものの、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同僚からも申立人に係る供述等を得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、株式会社A創業時の社会保険手続等の事務担当者によると、「すぐ辞める人が多かったので、ある程度勤めてもらってから厚生年金保険に加入させていたと思う。」としている。

さらに、株式会社Aの申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名は見当たらず、整理番号は連番になっており欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 20 日から同年 5 月 11 日まで  
② 昭和 62 年 11 月 2 日から 63 年 4 月 1 日まで

年金事務所の記録によると、株式会社AでのB国駐在経験を買われ、同社を退職後に株式会社Cに入社し、同社の社長と一緒にB国へ現地法人設立のために出張及び帰国後の準備をしていた際の申立期間①の被保険者記録が無く、また、その後、D国の現地法人であるE社の副社長として赴任し、継続して勤務していたのに、申立期間②の被保険者記録も無いことが分かった。

当時の給与明細書等の資料もあるので、調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった査証、社員証明書（写し）及び株式会社Cの事業主からの回答により、申立人は同社の正社員であり、事業主と一緒にB国へ出張した際の出入国の事実等は確認できる。

しかしながら、株式会社Cは、F災害の影響で、関係書類等を保管していた倉庫が壊滅し、人事記録等の関係書類は全て無く、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び保険料控除等については不明と回答している。

なお、申立人に確認したところ、申立人が初めて株式会社Cに出勤したのは昭和 62 年 5 月 11 日（資格取得日）からと供述しており、申立人から提出のあった同年 5 月分給与明細書からの厚生年金保険料の控除額は、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額と当時の保険料

率で算出すると合致しているものの、同社は、20日締切り、末日支払、当月控除のため、実際の控除額は同年5月分（1か月分）のみであることが確認できる。

- 2 申立期間②について、株式会社Cが平成3年6月11日付けで在G地日本総領事館宛てに提出した申立人に係る社員証明書（写し）によると、申立人は、昭和62年4月から平成3年6月（帰任予定）まで社員であることが確認できる。

しかしながら、申立人が赴任したD国の現地法人であるE社の上司であった元事業主は、「自分は、株式会社Cの事業主に対し、社会保険の継続加入（国内の健康保険証も保持）を条件にD国への赴任を受諾したが、申立人は、自分より前の赴任であり、厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録は一致していること、健康保険証を返納していることから、自分と同事業主との雇用関係と違い、申立期間は、社会保険料は控除されておらず、社会保険には加入していないと思われる。」と回答している。

また、昭和62年5月11日から同年11月2日まで勤務した期間（6か月）の健康保険証は、申立期間②の途中である同年11月17日に返納されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主より給与か控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間①及び②について、当時の同僚19人に照会したところ、8人から回答があり、4人は申立人を記憶しているが、うち3人は当時の勤務実態及び保険料控除は不明としており、ほかの4人は、全て不明と回答している。

このほか、申立人の両申立期間に雇用保険の被保険者記録は無く、また、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで  
② 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで  
③ 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）C支店及びD支店の正社員として勤務していた期間のうち、申立期間全ての標準報酬月額が、前月までの標準報酬月額と比較し減額となっている。誤っていると思うので、調査し記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、B株式会社総務部は、「申立人は、全ての申立期間当時、正社員であったが、文書の保存期間を経過したため、関係資料は処分し、申立てどおりの届出を行ったかは不明、また、保険料を納付したかも不明。」と回答している。

また、A株式会社が加入していたE組合は、申立期間①及び②については、「平成5年9月30日以前は、保存期限経過のため、標準報酬月額は不明。」としているが、申立期間③については、適用台帳（写し）を添付し、「平成5年10月1日から15年4月1日（資格喪失日）までの標準報酬月額の変遷は、社会保険事務所（当時）の記録と同様である。」と回答している。

なお、申立期間①及び②に係る標準報酬月額について、オンライン記録では、当該期間直後の昇給に伴う随時改定により、昭和62年8月1日付けで47万円、平成2年8月1日付けで50万円と記録されていることから、当該期間については、一時的な給与額の変動によるものと考え

られる。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立人とほぼ同時期に入社し、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に同資格を取得している社員及び申立人が記憶していた当時の社員（申立人を除く）計 15 人について標準報酬月額を調査したところ、申立期間①及び②については、15 人のうち 6 人は申立人と同様に減額（1 から 2 等級）となっていることが確認できる。

- 2 申立期間③について、B 株式会社総務部は、「事業の業績が悪く、平成 14 年 4 月から管理職は、給与の減額があった。申立人は、D 支店では支店課長であり、減額対象者であった。」としている。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立人とほぼ同時期に入社し、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に同資格を取得している社員及び申立人が記憶していた当時の社員（申立人を除く）計 15 人について標準報酬月額を調査したところ、申立期間③については、平成 14 年 7 月 1 日付けの随時改定で、15 人のうち 14 人が降給（2 から 5 等級）で減額となっていることが確認できる。

さらに、雇用保険の賃金日額を基にすると、申立期間③に伴う退職前 6 か月の標準報酬月額は 47 万円となることも確認できる。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録から確認できる当時の同僚 14 人に照会したところ、6 人から回答があり、その全てが、厚生年金保険の事務手続等は、事業主及び総務担当者が行っていたとしている上、前述のとおり、平成 14 年の標準報酬月額の減額については、4 人が業績が悪く、給与の減額があったと回答している。

- 3 申立期間①、②及び③について、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 6828 (事案 2005 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 12 月 12 日まで  
申立期間当時、株式会社 A の経営内容は特に問題は無く、私の給料は 100 万円以上であり、控除後の手取額が 70 万円以上であったと記憶している。しかし、平成 20 年 11 月に社会保険事務所 (当時) から、当時の標準報酬月額が 8 万円になっていると言われ困惑している。  
前回の申立てのときは、最初から結果ありきだったと思うので納得できない。こじつけ等の無いものの考え方で判断してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できるものの、申立人は、当時、株式会社 A の代表取締役であったこと、また、申立人の個人破産処理を行った弁護士事務所が当該行為について関与を否定していることなどから、代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 16 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、新たに当該事業所の元役員 3 人に照会したところ、当時の状況などについて具体的な供述を得ることはできなかった。

また、改めて、前回照会した従業員を含め居所が判明した元従業員 15 人に照会したところ、6 人から回答があり、そのうち複数の元従業員が、「経営状態は悪かった。」と回答している上、元従業員の 1 人は、「私が事務を担当していたが、会社が倒産する 1 年半ぐらい前に会社を辞めた。

辞めた後は事業主の娘に引継ぎをした。辞めるときに、通帳、社印など全て事業主の娘に渡した。」と回答しているところ、名前を挙げられた事業主の娘は、雇用保険の加入記録により、平成5年9月に離職していることから、当該減額処理日（平成6年1月6日）には、既に当該事業所を退職していることが確認できる。

さらに、申立人は、「平成5年12月当時、誰が社会保険関係や経理関係の事務を担当していたのか覚えていない。」と主張しているものの、当時の事務担当者が、事業主であった申立人の同意を得ずに無断で当該処理を行ったとは考え難く、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意及び一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったものと認めることはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
平成 8 年 6 月 28 日から A 社（現在は、B 株式会社 C 支店）に勤務したが、前職の資格喪失日が同年 7 月 1 日と確定したのが同月中旬だったため、A 社からは同月に通院等が無いのであれば健康保険は同年 8 月 1 日取得にして、厚生年金保険と雇用保険の加入は同年 7 月 1 日にした方がいいとの説明があり、同意した。ところが、日本年金機構の記録では、厚生年金保険の取得日が同年 8 月 1 日となっている。正しい資格取得日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 株式会社 C 支店から提出された勤務証明書及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間において A 社に非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された D 社会保険事務所（当時）が交付した健康保険被保険者証により、申立人の資格取得年月日は平成 8 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、当時の社会保険の適用について当該事業所は、「法律上の加入要件を満たせば、2 か月間の試用期間中でも社会保険に加入させていた。契約条件の変更は 4 月と 10 月の年 2 回なので、平成 8 年 8 月 1 日取得の記録があるならば、同年 7 月 1 日においても加入要件は満たしていたと思われるが、当時の資料を保管していないため、申立てどおりの届出及び納付をしていたかは不明である。同年 7 月の厚生年金保険料の給与控除についても資料が無いため不明であるが、システム化されていたので、社会保険の届出と保険料の給与控除は連動していた。同年 8 月 1 日被保険者資格取

得の記録があるにもかかわらず、同年7月の保険料を控除していたとは考えられない。」と回答している上、当時の社会保険担当者は「非常勤職員（アルバイト）だけでも500人は在籍していたので、個別の名前は記憶していないし、申立人の氏名も覚えていない。申立人に対して、申立てどおりの説明をしたかどうかは記憶に無い。」と供述している。

さらに、日本年金機構は、厚生年金保険と政府管掌健康保険の資格取得日の届出用紙について「1枚の用紙になっており、記入欄は共通で1か所であるとともに、別々の日付を記入できない書式になっている。この書式は日本全国共通である。」と回答している。

加えて、申立期間前後に被保険者資格を取得した複数の同僚は、「自分の社会保険の加入記録と勤務期間に差異は無かったと思う。」と回答しており、そのうちの1人は「健康保険と厚生年金保険の資格取得日を変更できるとの説明は受けなかった。」と供述している。

このほか、申立人は保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月20日から35年8月1日まで  
高等学校を卒業後、A区B町（現在は、A区C地）のD株式会社に、昭和33年3月20日から39年3月8日まで勤務していた。

厚生年金保険被保険者証では、初めて資格を取得した日が昭和35年8月1日となっているが、試用期間があったとしても長すぎる。

一緒に勤務していたE氏よりも1年くらい遅れて入社しており、申立期間に勤務していたことはE氏に聞いてもらえば分かるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間当時において、申立人がD株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和50年8月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後にF株式会社と社名変更し、更に有限会社Gと組織変更をした後に、平成18年4月\*日付けで法人が解散されている上、申立期間当時の取締役全員が既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態について事業主から確認することができない。

一方、申立期間当時の当該事業所における社会保険の加入及び試用期間の有無については、複数の元同僚の供述が相違していることから、当該事業所では、従業員の処遇について、少なからず差異があったものと考えられる。

また、申立人が当該事業所に入社した昭和33年3月頃において、同事業所に再就職をした2人の元同僚が、「保険料の控除がなければ、給料の手取額が増えることから、社長に話して社会保険に加入しなかった。この期

間中は、健康保険被保険者証が無かった。」との旨の供述をしていることから、当該事業所における従業者の厚生年金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時に当該事業所が加入していたH組合から、申立人の被保険者資格取得日については、昭和35年8月1日と記録されているとの回答がされており、当該資格取得日が、厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録と一致していることから、複数の組織において、いずれも誤って申立人の被保険者資格取得日を記録したとは考え難く、申立人の被保険者資格取得日を同日として事業主が社会保険事務所（当時）に届け出たものとするのが妥当である。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和32年9月17日（元同僚のE氏の被保険者資格取得日）から35年8月1日（申立人の資格取得日）までの期間に、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した5人を確認できるが、当該5人の中に申立人の氏名は見当たらず、かつ、当該名簿の記録に訂正等の形跡は認められない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる給与明細書等が無く、上述のとおり事業主から供述を得ることもできない上、申立人に明確な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 6835 (事案 6159 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年頃から 58 年頃まで

平成 23 年 9 月に、年金記録確認の申立てについて年金記録確認埼玉地方第三者委員会で審議を行った結果、総合的に判断して記録訂正が必要とまでは言えないとの結論に至ったとの通知を受けた。第三者委員会では、何人かの当時の同僚から聞き込み調査をしているが、数十年前のことを聞いても、人間の記憶は信用性が乏しいものであり、他人事なので、従業員が個人の入退社や保険料がどうなっているか知る由もなく、元取締役の証言なども曖昧で信用できず、無責任な回答に過ぎない。社会保険労務士事務所が保管していた、当時の従業員に係る廃棄した資料が真実を語る唯一の状況証拠であるはずだが、私が実際に勤務していた実態を消されてしまうような誤った判断は納得できない。そのような大事な保管すべき資料が廃棄されているのに、当時の確かな記憶のある者はいないなどの勝手な理由で結論づけられるのは、納得できないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人が申立期間に事務員としては勤務していなかったとの同僚の供述があること、同僚の厚生年金保険の加入時期が入社から相当期間を経ていること、健康保険証の番号に欠番が無いこと、申立期間の雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、及び申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無いこと等を主な理由として、既に当委員会の決定に基づいて平成 23 年 9 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに係る調査において、株式会社 A の B 店の男性の元同僚

が、「申立人が一度退職してから、再び入社したことを覚えている。」と供述しており、当初の申立てにおいて、申立人から提出された「『C書』贈呈に当たって」に代表取締役氏名と昭和58年11月の記載が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、昭和54年から現在まで株式会社Aの顧問をしている社会保険労務士は、申立期間当時の会社の社会保険加入に関する取扱いについて、「会社には、社会保険に加入させなければならなくなる条件の労働時間（当時は、1日6時間を超え、及び1週間で33時間を超えた場合）を教えていたので、1日に8時間フルタイムで働く人は加入させていたが、1日6時間勤務のパートは加入させていなかったし、フルタイムでも1週間に3日から4日の人も加入させていなかった。」と供述しており、当時のB店の元社長は、「申立人は、当初パートで勤務してもらったので、厚生年金保険の記録は無いと思う。C書は、正社員、パートも含め全員に贈呈した。」と供述しているところ、申立人は、当初の申立てにおいて、申立期間の事業所での勤務時間は1日6時間であった旨を回答している。

また、申立人の株式会社Aにおける2度の勤務を供述している前述の同僚は、「社会保険の加入は、試用期間が経過し正社員となってから加入したが、当時、会社は、パートを社会保険には強制加入させていなかった。」と供述しており、ほかの複数の同僚も正社員になってからでないと社会保険には加入できなかった旨を供述している。

なお、厚生年金保険の被保険者とする取扱いについては、「1日又は1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する被保険者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である者については、原則として被保険者として取り扱うこと。なお、所定労働時間とは、休憩時間を除く実労働時間によるものとする。」とされている。

さらに、同一事業所で同一人が勤務する場合、同一の厚生年金保険手帳記号番号が使用されるのが通常であるところ、株式会社Aの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人が同社に勤務する前のD株式会社で被保険者であった時に取得した厚生年金保険手帳記号番号及び上記事業所に勤務する前のE株式会社F支店で被保険者であった時の厚生年金保険手帳記号番号は、株式会社Aでは使用されておらず、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、同社における申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、昭和59年4月2日の資格取得時に新規に払い出された記号番号（払出日：同年同月13日）が使用されていることが確認できる。

加えて、今回の再申立てにおいて、申立人からの新たな申立期間に係る

厚生年金保険料控除に関する資料等の提出は行われていない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。